

医師等の働き方改革について

【概要】

医師の時間外労働への上限規制の適用が開始される令和6年4月以降、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、都道府県知事による下記の指定を受けた医療機関となる。

- B水準…地域医療の確保のため、自院の勤務のみで超過勤務が年960時間を超える医師が在籍する医療機関（年1,860時間まで）
- 連携B水準…地域医療の確保のため、派遣先も含めた超過勤務が年960時間を超える医師が在籍する医療機関（年1,860時間まで）

「医師の働き方改革の推進に関する検討会」中間とりまとめ（R2.12.22）より
Bまたは連携B水準を適用することが「地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること」、「地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと」について、必要に応じて地域医療構想調整会議に意見を聴くこととされている。

【御意見を頂きたい事項】

- ◎地域の医療提供体制の観点から、特例水準の取得意向について懸念がないか。（取得が必要と思われる病院が取得を希望していない等がないか）
 - ・その他、宿日直許可の取得状況等懸念するところがないか。

◆京都市の病院の状況は別添のとおり

（R5.2月実施のアンケート及び個別の聞き取りから集計）

※1:特例水準の要件

- ①機能強化型在支病・在支診(単独型)、②総合・地域周産期母子C、③3次救急、④2次救急かつ救急車の受入年1,000件以上または時間外入院受入年500件以上、⑤5疾病・6事業を担う病院として府保健医療計画に位置付け、⑥公共性・不確実性が強い病院

※2:宿日直許可の状況

- =病院が取得を希望する診療科の許可を全て取得済、△=一部取得済、一部取得申請中・準備中、準備中=労基署への申請を目指して準備中、不要=取得の必要がない

◆京都市の病院の状況

	対象医療機関	特例水準 要件該当 ※1	特例水準 申請予定	救急車 受入 件数 (R3年度)	救急 告示	救急 輪番	評価C 受審予定	宿日直許可の 状況 ※2
北区	京都鞍馬口医療センター	④⑤		961	○	○		○
	京都からすま病院	⑤		22		○		○
	薬師山病院							準備中
	洛北病院	⑤						準備中
	富田病院	⑤		25		○		○
	京都博愛会病院	⑤		33		○		○
	北山武田病院	⑤						○
	聖ヨゼフ医療福祉センター							○
	賀茂病院			4		○		○
上京区	京都府立医科大学附属病院	②④⑤	B,連携B,C-2	2,631	○		確認中	△
	京都第二赤十字病院	②③⑤	B	7,662	○		7月中頃	○
	室町病院	⑤		1		○		○
	相馬病院	①		295	○	○		○
	堀川病院			747	○	○		準備中
	西陣病院	④⑤		1,039	○	○		○
	同仁病院	⑤		32		○		結果待ち
左京区	京都大原記念病院	⑤		63	○	○		○
	脳神経リハビリ北大路病院	⑤						準備中
	北山病院	⑤						○
	第二北山病院	⑤						○
	いわくら病院	⑤						○
	京都大学医学部附属病院	②④⑤	連携B	6,006	○		7月末	○
	川越病院	⑤						○
	日本バプテスト病院	②⑤		454	○			準備中
	京都民医連あすかい病院	⑤		423	○			準備中
	洛陽病院	⑤		138	○			結果待ち
	京都下鴨病院			92	○			準備中
	吉川病院			36	○			準備中
	京都近衛リハビリテーション病院							○
中京区	京都新町病院	⑤						○
	京都市立病院	②④⑤	B	6,620	○		受審済	△
	足立病院							準備中
	西大路病院	⑤		23	○			準備中
	毛利病院	⑤		13	○			結果待ち
	洛和会丸太町病院	④⑤		2,983	○			○
	山元病院							準備中
	がくさい病院	⑤		1		○		準備中
東山区	京都第一赤十字病院	②③⑤	B	6,198	○		7月末	準備中
	京都久野病院	④⑤		483	○			○
	原田病院			39	○			準備中
山科区	山科病院			688	○	○		○
	京都東山老年サナトリウム	⑤						○
	洛和会音羽リハビリテーション病院	⑤						準備中
	なぎ辻病院			82	○	○		○
	加藤山科病院							不要
	洛和会音羽病院	③⑤		6,583	○	○		△
	洛和会音羽記念病院							○

◆京都市の病院の状況

	対象医療機関	特例水準 要件該当 ※1	特例水準 申請予定	救急車 受入 件数 (R3年度)	救急 告示	救急 輪番	評価C 受審予定	宿日直許可の 状況 ※2
下京区	京都南病院	⑤				○		○
	新京都南病院	④		1,405	○	○		○
	京都回生病院	⑤		166	○	○		準備中
	京都武田病院	⑤		123	○	○		準備中
	明石病院	⑤			○	○		○
	武田病院	④⑤		4,905	○	○		準備中
	しまばら病院	⑤						不要
南区	洛和会東寺南病院							準備中
	吉祥院病院	①⑤		58		○		準備中
	京都九条病院	④⑤		1,218	○	○		準備中
	十条武田リハビリテーション病院	⑤		299	○	○		準備中
	光仁病院							準備中
	第二足立病院							準備中
	京都木原病院							準備中
右京区	嵯峨さくら病院	⑤						不要
	高雄病院							○
	宇多野病院	⑤		196	○			○
	嵯峨野病院							○
	京都ならびがおか病院	⑤						○
	太秦病院			172	○	○		準備中
	河端病院			416	○	○		結果待ち
	泉谷病院	⑤		14	○	○		準備中
	内田病院			31		○		結果待ち
	京都市立京北病院	①⑤		140	○			○
	京都民医連中央病院	④⑤		3,465	○	○		○
伏見区	醍醐病院	⑤						○
	京都医療センター	②③⑤		4,511	○	○		○
	京都市桃陽病院							○
	京都リハビリテーション病院	⑤						○
	伏見岡本病院							○
	稲荷山武田病院							○
	大島病院	⑤		225	○	○		準備中
	伏見桃山総合病院	⑤		557	○	○		○
	蘇生会総合病院	④⑤		2,696	○	○		○
	武田総合病院	④⑤		3,147	○	○		○
	共和病院			250	○	○		○
	なごみの里病院	⑤						○
	金井病院	⑤		504	○	○		準備中
	むかいじま病院	⑤		41	○	○		準備中
桃仁会病院							準備中	
京都南西病院	⑤						○	
西京区	三菱京都病院	②⑤		738	○	○		○
	京都桂病院	②④⑤	B,C-1	4,773	○	○	受審済	○
	西京都病院	⑤		360	○	○		○
	シミズ病院	④⑤	B	1,648	○	○	7月中頃	○
	身原病院							準備中
	洛西ニュータウン病院	⑤		333	○	○		○
	洛西シミズ病院	⑤		303	○	○		○

医師の時間外労働規制について

一般則

- 【時間外労働の上限】
- (例外)
- ・年720時間
 - ・複数月平均80時間 (休日労働含む)
 - ・月100時間未満 (休日労働含む)
- 年間6か月まで

- (原則)
- 1か月45時間
 - 1年360時間

2024年4月～

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む
 年1,860時間／月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む ⇒将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む

A：診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
例水準
(医療機関を指定)

B
地域医療確保暫定特

C-1
集中的技能向上水準
(医療機関を指定)

C-2
集中的技能向上水準
(医療機関を指定)

C-1：臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
 ※本人がプログラムを選択
 C-2：医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来
(暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)

将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間 (例外あり) ※いずれも休日労働含む

A

C-1 C-2

※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

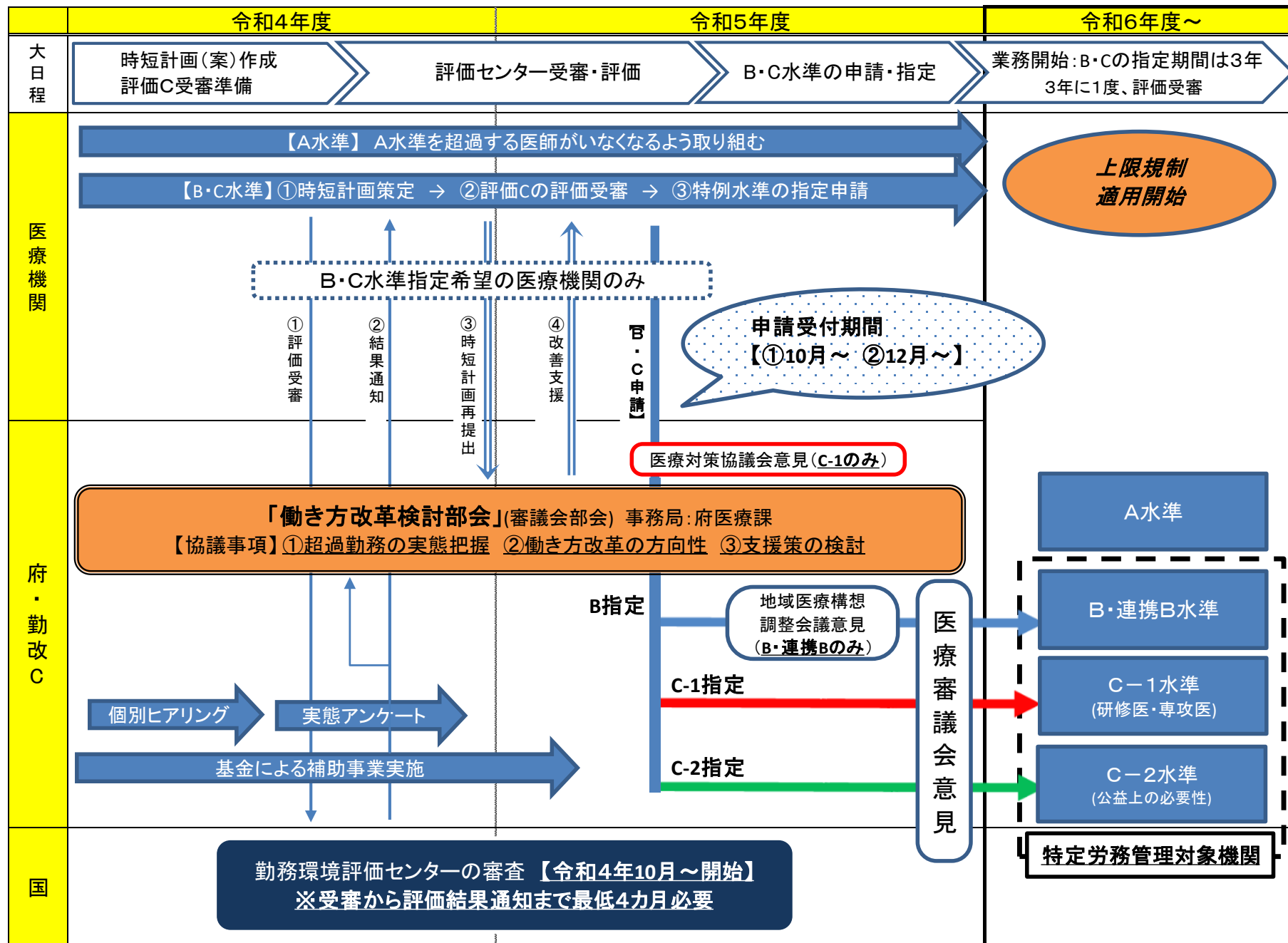
連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

【時間外労働の上限】

【追加的健康確保措置】

【働き方改革全体スケジュール】



※評価受審はB、C水準の申請を希望する医療機関のみ